

徳島県告示第五百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和元年十一月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社心癒	阿波市阿波町小倉四二五 一 番地	ホームヘルパーサービス 絆	阿波市阿波町小倉四二五 一 番地	訪問介護	令和元年十月 一 日	令和元年十月 三 十 日
株式会社なかた	徳島市北島田町一丁目七 一 番地	デイサービスなかた あいずみ	板野郡藍住町笠木字中野七 二 番地	通所介護	同 九 月 二 十 五 日	同 三 十 一 日